

静岡市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

静岡市が令和2年度に納税通知書を発送する際に使用する封筒に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告掲載のメリット

納税通知書は、市民等（納税者）が確実に受領し、税を納めるまでの一定期間手元に置かれることから、その発送に用いられる封筒には高いPR効果が見込まれます。

また、広告枠は封筒種類につき1枠（1者）のみなので、情報が埋もれずに相手に届くことが期待できます。

2 広告媒体の概要及び広告の規格等

別紙 広告仕様書A～Cをご覧ください。

3 広告掲載の申込み ※封筒種類ごとの申込みとなります

(1) 申込期間 令和元年9月2日（月）から令和元年9月30日（月）17時まで（必着）

(2) 提出書類

- ・静岡市納税通知書用封筒広告掲載申込書及び同意書（様式第1号）
- ・広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
- ・事業の概要が分かる書類
- ・資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

(3) 申込対象者

事業者又は広告代理店

(4) 申込方法

申込書に添付書類を添えて、下記まで持参または郵送してください。

(提出先) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎（新館3階）
静岡市 財政局 税務部 税制課 総務係

(5) 申込できない者

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・各種法令に違反している事業者
- ・暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者

- ・消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不相当であると認められるもの

4 広告の適否審査

【1次審査】

所管課において、静岡市広告掲載基準及び静岡市納税通知書用封筒広告掲載基準に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

5 広告の適否審査の通知

広告の適否審査の結果については、令和元年10月31日（木）までに通知します。

6 選定方法

掲載が可能と認められた掲載希望者の方には、見積書を提出していただき、見積価格の最も高い方を広告主とします。（最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、そのうち市内事業者である者を広告主とし（市内事業者が複数ある場合は、抽選により決定します。）、市内事業者である者がいないときは、抽選により決定します。）

なお、契約日は令和元年11月上旬（消費税率引き上げ後）を予定しています。

7 広告原稿の提出方法

- （1）提出期限 令和元年11月15日（金）
- （2）提出方法 完全データ入稿（ソフト名：イラストレータ、文字はアウトライン化）

8 広告料の納入方法

広告主は、市が指定する納付書により、市が指定する期日までに最寄りの金融機関から広告料を納入してください。

9 広告料の還付

既納の広告料は返還しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、既納の広告料を全額返還します。

10 広告主の責務

- (1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
- (3) 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 申込み及び問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所 静岡庁舎（新館 3 階）

静岡市 財政局 税務部 税制課 総務係

電話：054-221-1493